

# 北陸B.M.C.会則

## 第1章 総則

第1条 本会は、北陸B.M.C.を正式名称とする。

(略称 北陸地区宴会支配人協議会)

(事務局)

第2条 本会の事務局は、会長の任命により運営委員から選出する。

(目的)

第3条 本会は、会員の所属するホテル相互の情報交換を密にすることにより、バンケット業務の運営を容易ならしめ、もってホテル業の発展に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前記の目的を達成するために次の各号に定める事業を行う。

- (1) 定例会を設け、バンケット業務に関する情報交換を行う。
- (2) 宴会関係の資料収集と提供。
- (3) 会員相互の研修、及び親睦の為の行事開催。
- (4) その他、本会の目的を達成するために必要な事業。

(会則の変更)

第5条 この会則を変更する場合は、定例会において加盟会員ホテルの過半数が出席し、出席者の過半数をもって決定するものとする。但し、可否同数のときは議長がこれを決する。

## 第2章 会員

(資格)

第6条

1. 本会の会員は、日本ホテル協会加盟ホテル又は、宴会業務に従事する事務所の責任者、及び代理者とする。
2. 第7条第1号から第3号の各条件を満たした場合、又はその可能性があるときは、開業3ヶ月前から準会員として定例会に出席する事ができる。
3. 賛助会員は、宴会関係企業又は団体に所属する者で正会員の推薦した者とする。

る。(入会)

第7条 本会に入会するには、各次号に定める条件を満たさなければならない。

- (1) 本会会員ホテル2社以上の推薦を受けること。

- (2) 日本ホテル協会加盟ホテル又は、宴会業務に従事する事業所の責任者及び代理者。
- (3) 本会運営委員会における全員一致の承認を受けること。

(会費)

#### 第8条

- 1. 本会の例会日は、例会参加1名2,000円(活動費500円 会議費1,500円)とし、定例会場で納入する。
- 2. 本会の維持会費は、各ホテル年額35,000円(内訳 北陸B.M.C.会費20,000円 全国B.M.C.会費15,000円)とし、年度始めに一括納入するものとする。
- 3. 賛助会員の例会費は1名3,000円(活動費1,500円 会議費1,500円)とし、例会会場で納入するものとする。
- 4. 賛助会員は年間登録料として1社単位年額10,000円を毎年1月に納入するものとする。

る。(退会)

第9条 本会の会員が退会する場合は、その旨書面をもって会長に届けなければならない。この場合、既に納入された維持会費は返還しないものとする。

(慶弔)

第10条 本会の会員本人及び会員所属会社の社長・総支配人(会社代表とされる方)が死亡した場合、次の各号に定める規定に基づき弔意を表する。

- (1) 本会会長名で事務局が弔電を打つ。
- (2) 本会会計より1万円の霊前料を出し、葬儀には各県の運営委員が出席する。(3) 会員の一親等親族が死亡の場合は、会長名で弔電を打つ。

(役員)

#### 第11条

- 1. 全ての役員は、運営委員4社の中から選出する。
- 2. 運営委員は定例会において、会員の中から互選する。
- 3. 本会に次の役員を置く。
  - ①会長 1名
  - ②事務局 1名
  - ③会計 1名
  - ④監査 1名

(職務)

第12条 会長は本会を代表して、定例会及び運営委員会を招集し、その議長となる。事務局長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。

運営委員は、運営委員会を組織して、重要事項を審議決定する。

会計は、本会の運営に必要な一切の会計事務を行う。  
会長および事務局長に対して職務遂行のための年間運営費用をつけることとする。金額は80,000円とし、其の振り分けについては会長一任とするが、各年度の運営委員数、運営状況を考慮した上で行うこととする。

(任期)

#### 第13条

1. 役員の任期は1年とし、再選を妨げない。
2. 補欠で選任された役員の任期は、前任者の残存期間とする。

#### 第3章 会議

(会議)

第14条 本会の定例会は、通常例会及び研修会とする。

(定例会)

第15条 定例会は会長が召集し、年度末に定められた次年度活動計画を基に開催する。

(運営委員会)

第16条 運営委員会は、会長が必要と認めるとき召集する。

(会計報告)

第17条 本会の会計年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

本会の予算決算に関する報告は、毎年1月に開催する定例会において会計役員より報告し、その承認を受けるものとする。

#### 第4章 附則

第18条 この会則は平成26年1月1日より執行する。

第19条 この会則に定めていない事項については、役員の協議により決定するものとする。

平成23年4月 一部改定

平成26年1月 一部改定

平成27年1月 一部改定

平成28年8月 一部改定